

京都市教育長訓令甲第3号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市教育長 在田正秀

第2条学校統合推進室の款向島秀蓮小中学校開設準備室の項を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)